市街地の変容と築堤の関係にみる無堤地区の形成史

~多摩川無堤地区 (二子玉川地区、立川錦町地区、川崎戸手地区) を事例として~

東京大学工学部社会基盤学科学部生 学生会員 ○藤川亜矢 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻・助教 正会員 志摩憲寿 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻・教授 フェロー会員 家田仁

1 はじめに

度々水害の危険に曝され、長く無堤地区とされてきた二子玉川南地区において暫定堤防が完成した。しかし、地区には外側(川と面していない側)に地区を囲むように完成堤防があり、暫定堤防の完成により、堤防と堤防に囲まれた不思議な地区になっている。何故このように地区を囲むように堤防を築くことになったのか。何故二重の堤防が築かれたのか。

多摩川において現存する、ないしごく最近まで残っていた無堤地区は、二子玉川地区(世田谷区玉川 1・3 丁目)の他、立川錦町地区(立川市錦町 6 丁目)、川崎戸手地区(川崎市幸区戸手 4 丁目)があることから、本研究では、これらの無堤地区を事例として、

各々の形成史を市街化と築堤との関係から歴史的に 読み解くこととする。具体的には、当初形成されて いた市街地(または集落)が変容する中で無堤地区 が形成されてきたと考え、特に、

- ①事例地区はもともとどのような土地利用をされていたのか、
- ②最初の直轄工事が行われた頃に築かれた堤防の 位置と土地利用の関係はどのようなものだったのか、
 - ③初めの土地利用の転換が起こったのはいつ頃か、
- ④その後、河川行政はこのような土地利用の転換 に対してどのように対処したのか、

という点について、市史をはじめとする関連資料 を基に明らかにする。



図1 二子玉川地区(左岸)



図2 立川錦町地区(左岸)



図3 川崎戸手地区(右岸)

- 2 多摩川無堤地区の形成史とそこから見る 問題点:立川錦町地区、二子玉川地区、川崎市 戸手地区を事例にして
- 2.1 二子玉川地区:情報伝達の不十分さと二重投資 二子玉川地区は、江戸時代から「二子の渡し」と

キーワード:無堤地区、多摩川、立川市錦町、二子玉川、川崎市戸手

連絡先:〒113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1 工学部 1 号館 324 号室 東京大学工学部社会基盤学科交通・都市・ 国土学研究室 <u>tel:03-5841-6118</u>

e-mail:fujikawa@trip.t.u-tokyo.ac.jp

して川を生業とする人々の営みがあった場所である。 1907年玉川電気鉄道が開通してから行楽地として 栄え、1911年頃には現在の地区の場所に 10 数軒の 料亭が存在していた (年表の図参照)。実際、新撰東 京名所図絵には「二子東岸の旗亭」について、筆者 の青年時代には人家はなかったが明治 44 年 (1911) の時点で料亭業が賑わっていたという記述 ¹⁾がある。

1918 年に二子橋一河口間の多摩川改修工事が始まった。この時、同地区は川と切り離せない関係にある料亭側の反対を受け、洪水時立ち退くことを条件に現在の多摩堤通り沿いに築堤され、料亭は堤外

地に残ることが許された 2)。しかし、料亭業が衰退すると、二子玉川〜渋谷へのアクセスや都市化の影響もあったのか料亭であった土地が売買され民家に変わったと思われる。

1973年に多摩川と同地区の間の築堤を計画するが、住民側の反対を受け、施行出来ずに終わった3。

しかし 2004 年に再度地域住民との堤防に関する 勉強会、2006 年から堤防整備に関する会を開き、計 画高水位までの暫定堤防の築堤が決定された。だが、 地区内で推進派(生命・財産を守ってほしい)と反 対派(築堤による環境破壊、眺望・治安の悪化等) で意見が分かれ、暫定堤防の工事中にも阻止をしよ うと工事現場に立ち入ったり、看板を作ったりと反 対している。2012 年春現在、上流部では暫定堤防が 完成し、下流部では土嚢が積まれた状態である。

このように同地区では、土地利用の転換の中で、 増水時の浸水危険地域であるという情報が必ずしも 十分に知らされないままに住宅地が形成され、初期 の築堤、近年の暫定堤防築堤という、いわば、二重 投資が起こってしまったといえよう。したがって、 浸水の可能性があるという情報を居住者、移入者へ 正しく伝達することや堤外地の土地利用規制を強化 すること等が求められよう。

2.2 立川錦町地区:土地利用政策の不整合

昔多摩川では鮎が有名で、多摩川付近では新鮮な鮎を食べられる鮎料亭も作られた。明治 30 年 (1897) 頃立川辺りでは立川の丸芝館、日野の玉川亭が有名であった。丸芝館には上流階級の人々が通っており4、1889 年甲武鉄道開通(新宿一立川間)と関係があると思われる。この頃立川駅周辺には 10 数軒の料亭があった。立川錦町地区にはもともと丸芝館の仮小屋があったが、1921 年に丸芝館の本館がこの場所に移り、建てられた5。これがこの地区に初めて建物が建てられたのではないかと思われる。

1929 年に野沢氏が市営競技場として立川錦町地区を立川市に寄付した。1930 年頃耕作している人もいたようだが、市へ寄付したため同地区は市有地となった 6。その後 1957 年に野球場が造られた。この場所を競技場に選んだ経緯は定かではないが、こ

の時治水の観点から河川敷グラウンドとしての機能 を考えていたと思われる。また、現在のようなかた まった集落になったのはこの頃だと思われる。

1932 年から日野橋一二子橋間で多摩川上流改修 工事が行われた。この時日野橋周辺の計画高水流量 は 3330m³/sec と定められていた。同地区は山付き 堤防(少し高くなっている)扱いとされ、<u>当時は堤</u> 防不要箇所⁷であった。

1959年の伊勢湾台風を受けて、1975年に伊勢湾台風級の台風が来ても安全に流すことができるように<u>日野橋付近の流量を3330m³/secから3800m³/sec</u>に改訂80した。そのため同地区は<u>堤防が必要</u>となり、いわゆる無堤地区となったのである。

現在同地区の住民は5年に1度のペースで多摩川 の水位が上昇すると、近くの体育館に避難している そうである。築堤や住民移転などの具体的な事業は 計画されていない。

このように同地区では、政策的には非常時の遊水 地機能を考慮した競技場・野球場としての河川敷利 用を志向したにも関わらず、その周辺に集落が残る という、いわば土地利用政策の不整合がみられる。 したがって、競技場・野球場とし、住民を他へ移転 させるなどの土地利用政策の徹底等の方策が必要で あると思われる。

2.3 川崎戸手地区:不法占拠と管理不徹底

住宅ができる前の川崎戸手地区の始まりには、1888年創立の煉瓦製造工場(横浜煉瓦製造株式会社、関東大震災で倒壊・操業停止)や、1927年に砂利及び資材の運搬のための船着場と、そこに接続する南武線の引き込み線が設置されたが民家はなかったようである。しかしながら、戦後の混乱から在日韓国人が住み始めたことで同地区に市街地が形成され始める。在日韓国人同士の集団意識からか、似たような境遇の人々が同地区に集まり、1959年の伊勢湾台風後の1960年代初めの2・3年間で一気に人口も建物も増えたようである。1965年頃人口のピークであり900人以上が暮らしていた。

1989 年に高規格堤防化事業が開始 100 した。しか し当初は公有地や民有地が複雑に点在していたこと や条件などで、住民側と建設省側で話がなかなかか み合わなかった。2003年から優良建築物等整備事業 を行う方向で、事業化の話が円滑に進んだようだ9。

2005年から住民の立ち退きが始まり、市内各地の市営住宅等に移り住んだ。この時、1世帯当たり2700万程度の補償が払われている。高規格堤防は下流部から徐々に完成していったが、政権が交代し、事業自体が停止してしまい、現在上流部のみ無堤地区として残っている。

同地区は、在日韓国人の不法占拠に始まる等、社会的に複雑な状況にあるため、安直な結論が導かれるべきではないと思われるが、市街地形成と築堤との関係のみに注目するならば、不法占拠に対する地

権者の無主張や行政管理の不徹底等が課題としてあげられよう。

3 まとめ

本研究を通して得られた知見は以下の通りである。

- ・一括りに「無堤地区」といっても、現在の状態が 同じであるだけであり、形成理由は土地柄や時代に よって異なる
- ・無堤地区居住者は、水害危険地区であることの認 識と理解が無ければ居住すべきではない
- ・河川管理者側は河川敷部分が、現在だけでなく世 代を越えてどのように利用されていくかという視点 も必要である

表 1 多摩川無堤地区の形成史:市街地の変容と築堤との関係に注目して

	2.1 二子玉川地区:	2.2 立川錦町地区:	2.3 川崎戸手地区:
	情報伝達の不十分さと二	土地利用政策の不整合	不法占拠と管理不徹底
	重投資		
①初期の土地利用	渡し場、料亭	料亭、農地	工場、船着場
②築堤工事と土地利	料亭側の反対のため条件	当時堤防不要区間	初期の築堤当初民家なし
用の関係	付きで集落の背面に築堤		
③土地利用の転換期	戦時中料亭業が低迷、土地	競技場候補地として市へ	最初の入居者が 1950 年ご
	が売買され民家に	寄付(1929)	ろ不法に占拠 、1960 年バラ
			ックが急増
④河川行政の対応	暫定堤防建設	計画高水量改訂、堤防必要	高規格堤防、一部地区は無
		具体的な対応なし	堤

謝辞

本研究では、国土交通省関東地方整備局の荒川様・島村様、京浜河川事務所の山口様・宿利原様をはじめ、多くの皆様のご協力を頂いた。ここに改めて謝意を表します。

参考文献

1)世田谷区史,1962.10

2) 世田谷区地域情報ページ,多摩川沿いの料亭 http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00016446.html

3)京浜河川事務所:

http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/index.html

4) 立川市史編纂委員会編:立川市史,1968

5) 小沢長治:立川の昭和史 第二集 昭和初期の耕地整

理と鉄道網の発達,1999

- 6) 多摩信用金庫: 次郎兵衛から瞬司へー中嶋家伝ー,1982
- 7) 京浜河川事務所:多摩川上流改修工事平面図
- 8) 多摩川水系河川整備計画,2001
- 9) 新井伸幸 大月繁雄 井出建(他):川崎・戸手四丁目 河川敷地区の経年的住環境運営に関する研究,2007
- 10)建設省関東地方建設局京浜工事事務所多摩川誌編集委員会企画・編集:多摩川誌,1986.3 新多摩川誌,2001.7

加えて年表に用いた文献

内務省東京土木出張所:多摩川改修工事概要,1935

国土地理院:旧版地形図 2万5千分の1

世田谷区総務部文化課文化行政係:ふるさと世田谷を語る

玉川台・瀬田・玉川,2004.10

2.1 情報伝達の不十分さと二重投資の事例 二子玉川地区

江戸時代 二子の渡しが往来に使われる

1907 玉川電気鉄道開通
→目的は多摩川の砂利の運搬



多摩川改修工事 1918



→洪水時立ち退きを条件に背面に築堤

戦時中 料亭業低迷

戦後~ 料亭から住宅へ

1973 河川法56条の規定による河川予定 地の指定、築堤計画 →住民側の反対により築堤の施行出来ず

2004 堤防に関する勉強会開催 2006 無堤部解消プロジェクト開始 台風 9 号で区道浸水の危険まで水 2007 位上昇

上流部暫定堤防完成 2011

2.2 土地利用政策の不整合の事例 立川錦町地区

1889 甲武鉄道開通→行楽客の増加 1900 頃 駅付近に 10 数軒の料亭

1921 料亭の仮小屋が後に本館に

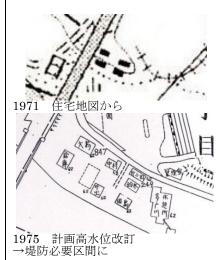


1929 野沢氏が土地を寄付 1932 多摩川上流改修工事



この当時は堤防必要なし 1933(or 1934) 市営競技場造営 1935 頃 料亭の当主が戦争に招集 →料亭廃業に

1957 市営野球場造営 →この頃現在のような集落に



堤防改修などの事業計画なし

5年に1度程度で避難

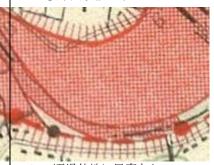
現在

2.3 不法占拠と管理不徹底の事例 川崎戸手地区

1888 煉瓦工場創立

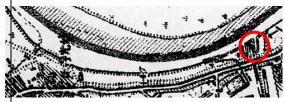


1918 多摩川改修工事



この頃堤外地に民家なし

震災で煉瓦工場倒壊 1927 川崎河岸駅開設



砂利運搬の貨物線の駅と船着場が直結

初期居住者が住み始める

1959 伊勢湾台風 →台風後急激にバラックが増える

1964 建物撤去明け渡し請求訴訟に市が 勝訴 →強制撤去行なわれず

1965 頃 地区住民 900 人以上、人口ピー

1989 高規格堤防化事業開始 1999 洪水被害時の地区の状況



住民立ち退き開始→不法占拠に対 2005して 2700 万/世帯の補償

下流部高規格堤防完成 2009 現在 上流部が無堤地区として残存